

呉市終活情報登録制度（仮）について

1 目的

頼れる身寄りがいない高齢者や自らの死後に不安を抱える高齢者が増加する中で、あらかじめ必要な情報を市に登録することで、いずれ訪れる人生の終わりについて、よりご自身の希望に添った豊かなものにするために考える活動（「終活」）に寄り添うため、相談支援体制の充実と地域包括ケアシステムの推進を目的とする。

2 現状と課題

- 頼れる身寄りがいない高齢者が亡くなり、医療機関や警察からその死後手続きについての相談が多く寄せられている。
- 生前に本人の意思や希望を確認しておらず、死後に「本当にこれでよかったのか」と悩む家族等がいる。また、高齢者自身に頼る人がおらず、今後の生活や死後手続きに不安を抱える相談もある。
- 高齢者自ら行った葬儀や墓の準備等について、支援者が把握していなければ、活用されないまま放置される。
- 呉市では、見守り支援活動や、終活に向けた普及啓発（資料中「参考－1」参照）を積極的に行っているが、要援護者情報については、緊急連絡先やかかりつけ医情報のみの登録にとどまり、終活情報の把握までは行っておらず、本人の意思に沿った支援につながっていない可能性がある。

3 事業概要（案）

病気や事故等で意思表示ができなくなった際に、本人の意思が反映できるように、緊急連絡先等、事前に呉市に登録した情報を警察、消防、医療機関及びあらかじめ指定した者から照会があった場合に、本人に代わって市が開示する。

(1) 対象者

- ア 呉市内に居住する頼れる身寄りがいない高齢者
- イ その実態から登録が必要と認められる者

(2) 申請者

本人、後見人又は親族

※本人以外が申請する場合は、申請者を緊急連絡先として登録する。

(3) 登録内容

- ア 緊急連絡先
- イ エンディングノート（人生の彩ノート）の保管場所
- ウ 死後事務委任契約・葬儀や遺品整理等終活に関する生前契約先
- エ 債務支払い・契約解約等の手続について
- オ 自由登録事項

(4) 登録方法

- 申請書類（申請書・写真付きの本人確認書類）を呉市へ提出し、申請書類は呉市で保管する。
- 申請者には、登録完了後、呉市が登録通知書等を送付する。
- 登録情報の変更及び削除は、申請者本人又は申請時の代理者の申請に基づき行う。

(5) 啓発方法

市政だよりや市ホームページによる広報のほか、市高齢者支援課で配布している「人生の彩ノート」内に終活情報登録制度のチラシを添付し、普及啓発を行う。また、民生委員が要援護者情報登録者宅へ訪問する際に制度を紹介する。

【参考】

1 現在の呉市の取組状況

ア 見守り支援活動

(ア) 呉市見守りネットワーク事業：協定締結事業者 27 事業所

高齢者に関与する宅配業者，新聞社，銀行等と呉市が協定を締結し，事業所等が通常業務の中で異変を感じた際に市へ情報提供を行う。

(イ) 呉市要援護者見守り支援事業（実態把握調査及び巡回相談事業）

民生委員が 65 歳以上の高齢者及び障害者宅を訪問し，必要に応じて相談対応する。

(ウ) 呉市要援護者登録制度：約 7,000 人

民生委員が実態把握調査をする中で，健康等に不安を感じる人を把握した場合は，個人情報提供の本人同意を得て緊急連絡先やかかりつけ医を呉市に登録する。

警察や消防等からの要望に応じ，高齢者支援課・障害福祉課が情報提供している。

イ 「人生の彩ノート」の普及啓発：令和 6 年度 啓発：42 回，配布：7,151 冊

これからの人生をどう生きるか，最期の看取りを含め本人・家族の意思決定について，「人生の彩ノート」を用いた普及啓発をしている。

2 他市の状況（令和 7 年 8 月末時点）

(1) 東広島市

令和 7 年 2 月開始 登録者数 14 人

(2) 三原市

令和 7 年 5 月開始 登録者数 5 人

(3) 香川県観音市

令和 7 年 4 月開始 登録者数 0 人

(4) 山口県周南市

令和 6 年 7 月開始 登録者数 23 人